

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
原文と翻訳とで解釈に相違が生じた場合は、原文が優先されます。原文は[こちら](#)からご覧ください。



iGAAP in Focus

財務報告

IASB、IFRS 第 20 号「規制資産及び規制負債」を公表

目次

背景

目的及び範囲

認識及び認識の中止

測定

表示及び開示

発効日及び経過措置

追加情報

詳細は、下記 Web サイト参照

[Deloitte IAS Plus](#)

[デロイトトーマツの Web サイト](#)

[IFRS 基準別の解説](#)

[IFRS 公開草案等の解説](#)

本 *iGAAP in Focus* では、国際会計基準審議会（IASB）が 2026 年 5 月 27 日に公表した IFRS 第 20 号「規制資産及び規制負債」について解説する

- IASB は、規制資産及び規制負債に関する新しい IFRS 会計基準（IFRS 第 20 号）を公表した。
- IFRS 第 20 号の目的は、規制収益及び規制費用が企業の財務業績にどのように影響を与えるのか、並びに規制資産及び規制負債が財政状態にどのように影響を与えるのかを忠実に表現する関連性がある情報を提供することである。
- IFRS 第 20 号では、規制資産は将来の料金に一定の金額を加算する強制可能な現在の権利として定義される。同様に規制負債は、将来の料金から一定の金額を減算する強制可能な現在の義務として定義される。
- 企業は、報告期間の末日に存在するすべての規制資産及びすべての規制負債を認識することが要求される。存在の不確実性が存在する場合、規制資産又は規制負債が存在する可能性のほうが高い場合には、企業は規制資産又は規制負債を認識することが要求される。一部の規制資産及び規制負債の認識は、特定の条件を満たすことを条件としている。

- 規制資産及び規制負債を測定するために、企業はキャッシュ・フローに基づく技法を用いる。当初測定においては、企業は規制資産又は規制負債から生じるすべての将来キャッシュ・フローの見積りを含めて、規制料金算定利率を用いて割り引くことが要求される。事後測定において、企業は将来キャッシュ・フローの見積りを更新し、規制上の合意により規制料金算定利率が変更されない限り、規制料金算定利率を割引率として引き続き使用する。
- 企業は、規制収益又は規制費用を純損益計算書に、規制資産及び規制負債を財政状態計算書に表示することが要求される。企業は、規制収益、規制費用、規制資産及び規制負債に関する追加情報を開示することが要求される。
- IFRS 第 20 号は、2029 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効する。早期適用も認められる。企業は、すべての規制資産及びすべての規制負債に対して、遡及的に又は本基準で説明されている修正遡及アプローチを用いて、IFRS 第 20 号を適用することが要求される。

背景

IFRS 会計基準には、料金規制活動の会計処理を取り扱う具体的なガイダンスがないため、IASB に対して多くのガイダンスの要請がなされている。特に、規制上の合意に基づく、期間に供給された規制対象の財又はサービスに対して、企業が顧客に請求する権利を有する報酬に関して問題が生じる。その報酬が供給の期間とは異なる期間にのみ請求可能である場合、時点差異が生じ、その結果、報酬に関する情報が不完全になる。

この論点及び料金規制活動に関するその他の論点を検討するために、IASB は 2012 年 9 月に包括的なプロジェクトを開始した。

2014 年、IASB は、適用範囲を限定した基準 [IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」](#) を公表することで暫定的な解決策を提供することを決定した。この基準は、以前は IFRS 会計基準を適用しておらず、従前の会計原則の下で規制繰延残高を認識していた料金規制企業を対象としていた。これは、ガイダンスの欠如が、そのような企業に対する IFRS 会計基準の採用の障害となる可能性があるという懸念に対処するためであった。

IFRS 第 14 号の公表後、顧客が料金規制の対象となっている財又はサービスを企業から購入する以外にほとんど又は全く選択の余地がない場合の、一定の種類料金規制について検討する [ディスカッション・ペーパー](#) が公表された。

2021 年に IASB は、規制資産及び負債に対する包括的な会計モデルを導入する新たな基準を提案する [公開草案](#) (ED) を公表した。

IFRS 第 20 号はこの ED の最終版である。本基準により IFRS 第 14 号は廃止される。

目的及び範囲

IFRS 第 20 号の目的は、規制収益及び規制費用が企業の財務業績にどのように影響を与えるのか、並びに規制資産及び規制負債が財政状態にどのように影響を与えるのかを忠実に表現する関連性がある情報を提供することにある。この情報は、他の IFRS 会計基準で要求される情報とともに、企業の将来キャッシュ・フローに関する洞察を提供することを意図している。

IFRS 第 20 号は、企業が規制対象の財又はサービスを供給するのと同じ期間に、当該財又はサービスの供給に対する報酬を認識するという原則に基づいている。

企業は、IFRS 第 17 号「保険契約」の範囲に含まれる保険契約により請求される保険料が規制されている場合に発生する規制資産及び規制負債を除き、すべての規制資産及び規制負債に対して IFRS 第 20 号を適用することが要求される。

定義

規制資産とは、すでに供給した規制対象の財又はサービスに対する合計許容報酬の一部又は全部が、IFRS 第 15 号を適用する顧客との契約から認識される収益にまだ含まれていないために、将来の期間に顧客に請求する規制料金の決定にあたり金額を加算するという、規制上の合意によって創出された強制可能な現在の権利である。

規制負債は、将来供給する規制対象の財又はサービスに対する合計許容報酬の一部又は全部が、IFRS 第 15 号を適用する顧客との契約から認識される収益にすでに含まれているために、将来の期間に顧客に請求する規制料金の決定にあたり金額を減額するという、規制上の合意によって創出された強制可能な現在の義務である。

規制収益及び費用とは、規制資産又は規制負債の変動から生じる収益及び費用である。

規制上の合意とは、規制当局が規制料金（又は規制料金の範囲）をどのように決定するのかを規定する、1 組の強制可能な権利及び強制可能な義務を創出する合意である。

規制料金とは、規制当局によって決定された、企業がある期間に顧客に供給した財又はサービスに対して請求する価格である。

合計許容報酬とは、規制上の合意により報告期間中に供給された規制対象の財又はサービスに対して企業に権利が与えられる報酬の金額である。当該金額は、企業が規制対象の財又はサービスを供給するのと同じ期間又は異なる期間のいずれかにおいて、規制料金を通じて請求する場合がある。

規制対象の財又はサービスとは、企業が規制上の合意を遵守して供給する財又はサービスである。

規制当局とは、規制料金（又は規制料金の範囲）を決定するために、規制上の合意を適用することを法律または規則によって要求される機関である。

IFRS 第 20 号は、規制資産及び規制負債並びにその結果生じる規制収益及び規制費用をどのように会計処理するかを規定している。その適用は、他の IFRS 会計基準の適用によって提供される情報、主として IFRS 第 15 号を適用して認識された顧客との契約から生じる収益に関する情報を補足する情報をもたらすことを意図している。企業は、IFRS 第 20 号を適用する前に、規制上の合意によって創出された権利及び義務を会計処理するために、他の IFRS 会計基準を適用することが要求される。

認識及び認識の中止

企業は、個別の時点差異から生じる権利又は義務、又は同一の規制上の合意によって創出され、類似の失効パターンを有し、類似のリスクにさらされる一連の時点差異から生じる権利又は義務を、単一の会計単位として会計処理することが要求される。

企業は、報告期間の末日に存在するすべての規制資産及びすべての規制負債、並びに報告期間中に発生したすべての規制収益及びすべての規制費用を認識することが要求される。その存在について不確実性がある場合には、資産及び負債は、存在する可能性のほうが高いと判断されたときに認識される。

規制資本ベースが関連項目と直接の関係性を有する場合、かつその場合にのみ、企業は、規制資本ベースの規制上の減価償却から生じる規制資産又は規制負債を認識することが要求される。関連項目とは、規制上の合意により、規制上の減価償却を通じて提供される報酬の権利または行われる減算の義務を創出させる金額を生じさせる項目である。

見解

IASB は、企業の規制資本ベースが関連項目と直接関係している場合には、規制上の減価償却と関連項目から生じる金額との間にリンクが存在すると結論付けた。したがって、IASB は、規制上の減価償却から生じる規制資産又は規制負債は、そのような直接的な関係が存在する場合にのみ認識することを企業に要求することを決定した。IASB の見解では、規制上の減価償却が関連項目から生じる金額をどのように補償する又は減算するかを、企業が金額及び報告期間について追跡することができる場合には、企業の規制上の自己資本ベースは関連項目と直接的な関係を有する。

算入可能費用に対する報酬は、ベンチマーク（例えば、企業のピア・グループの実際の費用）に基づくことができる。場合によっては、ベンチマークは観察可能でないインプットを用いて決定され、規制当局は企業の財務諸表の公表が承認された後のみ報酬を決定する。このような場合、企業は、規制当局が実際のベンチマークに基づいて報酬を決定した場合にのみ、結果として生じる規制資産又は規制負債を認識することが要求される。

企業は、認識した金額の一部又は全部が規制資産又は規制負債の定義を満たさなくなった場合には、規制資産又は規制負債の一部又は全部の認識の中止を要求される。

規制資産又は規制負債の一部又は全部が上記の認識規準を満たさなくなった場合にも、企業は規制資産又は規制負債の一部又は全部の認識を中止することが要求される。このような場合、企業は、もはや認識規準を満たさなくなった規制資産又は規制負債の部分の認識を中止し、関連する規制費用又は規制収益を純損益に認識することが要求される。

見解

IASB は、証券化取引を理由とする規制資産の認識の中止に関する要求事項を設けるかどうかを検討した。しかし、IASB は、そのような要求事項は複雑であり、規制資産の証券化はほとんどの法域で一般的ではないと指摘し、これを行わないことを決定した。

測定

全体的な原則

簡素化された測定アプローチ（下記参照）を使用する場合を除き、企業は、規制資産の回収又は規制負債の履行から生じるすべての将来キャッシュ・フローの最新の見積りを含め、規制料金算定利率を用いてそれらの見積り将来キャッシュ・フローを割り引くという、キャッシュ・フローに基づく測定技法を用いて規制資産及び規制負債を測定することが要求される。

見解

IASB は、IFRS 第 20 号の測定基礎を歴史的原価の測定基礎又は現在価値の測定基礎として記述しないことを決定した。IASB は、いずれの記述も混乱を招く可能性があり、測定基礎の記述は測定の要求事項に実質的な影響を及ぼさないと結論付けた。

当初測定

企業は、規制上の合意の範囲に含まれる規制資産の回収又は規制負債の履行から生じるすべての見積将来キャッシュ・フローを含め、かつ、それらのキャッシュ・フローのみを含めることが要求される。当該キャッシュ・フローの内訳は、次のとおりである。

- 将来の期間に顧客に請求する規制料金を決定する際に、企業が金額を加算する強制可能な現在の権利又は金額を減額する強制可能な現在の義務を有するキャッシュ・フロー。将来の期間とは、企業が規制対象の財又はサービスを供給する強制可能な現在の権利又は強制可能な現在の義務を有する期間をいう。
- 規制契約の終了時に、企業が報酬を受け取る強制可能な現在の権利又は報酬を支払う強制可能な現在の義務を有するキャッシュ・フロー。

企業は、規制資産又は規制負債から生じる将来の見積キャッシュ・フローを、当該規制資産又は規制負債に関する規制上の合意によって定められた又は黙示的な規制料金算定利率を用いて割り引くことが要求される。

場合によっては、企業は規制資産又は規制負債の認識から規制上の合意に定められた金利の適用開始日までの期間が 1 年以下であると予想する。このような場合には、企業は、当該期間中に規制資産又は規制負債から生じる将来キャッシュ・フローの見積りを割り引く必要はない。企業が当該免除を適用することを選択した場合、企業は、規制上の合意に定められた金利を適用することを開始した時点で、見積将来キャッシュ・フローを割り引くことが要求される。

定義

規制料金算定利率は、規制資産の回収までの期間の補償を提供するため、または規制負債の履行までの期間の減算を行うために、規制上の合意によって定められた又は黙示的な金利である。

見解

ED において、IASB は、企業に最低限の金利の適用を求めることを提案した。ほとんどの利害関係者はこの提案に反対した。IASB は、この提案の再審議において当該フィードバックを認め、最終的に、提案した最低限の金利の要求事項のコストが便益を上回ると結論付けた。

事後測定

規制資産又は規制負債を当初認識後に測定する際に、企業は、各報告期間の末日において、次のことを行うことが要求される。

- 規制資産又は規制負債から生じる将来のキャッシュ・フローの金額及び時期の見積りを更新する。
- 当初認識時に決定された割引率を引き続き使用する。ただし、規制上の合意によって定められたまたは黙示的な規制料金算定利率が、規制資産又は規制負債の当初認識後に変更された場合を除く。

このような規制料金算定利率の変更は、規制資産または規制負債から生じる将来キャッシュ・フローを変化させる。したがって、規制料金算定利率が変更された場合には、企業は次のことが要求される。

- 見積将来キャッシュ・フローを更新する。
- 新しい規制料金算定利率を用いて将来キャッシュ・フローを割り引く。

新しい規制料金算定利率は、規制上の合意に定められた新しい金利又は IFRS 第 20 号を適用して決定された新しい黙示的な規制料金算定利率である。新しい黙示的な規制料金算定利率は、新しい利率が適用される直前の規制資産または規制負債の帳簿価額についての更新されたすべての将来キャッシュ・フローを割り引く。

見解

IASB は、規制資産に対して減損テストを要求することは、便益が限定される一方で複雑さを増すことになると結論付けた。したがって、IASB は、別個の減損テストを要求しないこととし、規制資産を IAS 第 36 号「資産の減損」の適用範囲から除外することとした。

簡素化された測定アプローチ

ある場合には、規制上の合意は、企業が関連する現金を支払い又は受領した時又はその後すぐのみ、顧客に請求する規制料金算定利率を決定し、算入可能費用に対する報酬を提供する、又は減額対象収益を減算する。

規制資産又は規制負債は、IFRS 会計基準を適用して、企業が算入可能費用又は減額対象収益を異なる報告期間に認識した場合に発生する可能性がある。

同様に、企業が IFRS 第 9 号を適用して財務諸表に減損損失を認識した時ではなく、規制当局が関連する現金を企業が受領する合理的な期待がないと判断した場合にのみ、規制料金算定利率を決定する際に信用損失の補償を提供するという規制上の合意によって、規制資産が発生する可能性がある。

企業は、そのような規制資産又は規制負債を次の方法により測定することが要求される。

- IFRS 会計基準の適用から生じる関連する負債、関連する資産又は関連する損失引当金の帳簿価額を使用する。
- 関連する負債、関連する資産又は関連する損失引当金と規制資産又は規制負債との間の差額を反映するように帳簿価額を修正する。

表示及び開示

一般的に、企業は、すべての規制収益及びすべての規制費用を収益（revenue）として分類し、すべての規制収益からすべての規制費用を控除したものを純損益計算書の科目として表示することが要求される。規制収益には規制金利収益が含まれ、規制費用には規制金利費用が含まれる。

場合によっては、企業が他の IFRS 会計基準を適用して、費用又は収益の項目をその他の包括利益に含めている。このような場合には、企業は、当該費用又は収益の項目に関連する規制収益又は規制費用をその他の包括利益に含めることも要求される。企業は次のことを要求される。

- IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」に従い、その他の包括利益に含まれる規制収益及び規制費用を分類する。
- 関連費用又は関連収益とは別個に、規制収益又は規制費用を表示する。

- 企業が他の IFRS 会計基準に従って関連費用又は関連収益を純損益計算書に振り替えている場合、かつその場合に限り、その他の包括利益に含まれる規制収益又は規制費用を損益計算書に振り替える。
- 分類変更された規制収益又は規制費用を、全般的な分類原則（上記参照）に従って分類し表示する。

企業は、財政状態計算書に次のものを表示しなければならない。

- 科目として規制資産及び規制負債
- 流動及び非流動の規制資産、流動及び非流動の規制負債は、IFRS 第 18 号に従って別個の分類として表示される。ただし、企業がすべての資産及び負債を流動性の順序で表示する場合を除く。

見解

IASB は、企業が特定の条件を満たしている場合に、表示上、別個の会計処理単位を形成する規制資産と規制負債を相殺することを認める ED の提案を撤回することを決定した。利害関係者は、規制当局が、将来の期間の規制料金算定利率を決定する際に、一部の時点差異を相殺し、単一の調整として扱うべきであると決定する可能性があるとして述べた。したがって、規制当局は、将来の規制料金算定利率に含めるべき単一の調整として扱う際に、時点差異のグループを相殺することを既に決定しているため、IASB は、提案した相殺の要求事項は重複するものであると結論付けた。

IFRS 第 20 号の開示要求の全体的な目的は、企業に次の事項に関する情報を注記で開示することを要求することである。

- 規制収益及び規制費用であって、他の IFRS 会計基準で要求されている情報とともに、報告期間中に企業が供給した規制対象の財又はサービスに対する合計許容報酬、ひいては企業の財務業績及び将来のキャッシュ・フローの見通しに関する洞察を提供するもの。
- 報告期間の末日における企業の財政状態及び企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する洞察を提供する規制資産及び規制負債。

企業は、財務諸表の利用者が次の事項を理解することができる情報を開示することが要求される。

- 規制資産、規制負債、規制収益及び規制費用について財政状態計算書及び財務業績計算書で認識される金額
- 未認識の規制資産又は未認識の規制負債の内容及びそれらが認識されなかった理由。

企業は、財務諸表の利用者が企業の規制資本ベースと関連項目との関係を理解することを可能にする情報を開示することが要求される。この理解は、

- 規制上の合意の内容及び規制上の合意が企業の財政状態及び財務業績に与える影響についての洞察を提供する。
- 異なる規制上の合意の対象となる企業間の比較を可能にする。

見解

IASB は、料金規制の内容及び関連するリスクに関する情報は財務諸表の利用者にとって有用であるが、その情報を提供するために財務諸表に依存していないことから、IFRS 第 14 号と類似のより広範な全体的な開示目的を開発しないことを決定した。さらに、利用者が料金規制の広範な影響を評価できるようにするための目的は、財務諸表の目的を超え、IASB が意図したよりも多くの情報を開示する結果となる可能性がある。

発行日及び経過措置

企業は、2029 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に IFRS 第 20 号を適用することが要求される。早期適用も認められる。企業が IFRS 第 20 号を早期適用する場合には、その旨を注記で開示することが要求される。

企業は、すべての規制資産及びすべての規制負債に対して、IAS 第 8 号「財務諸表の作成基礎」に従って遡及的に、又は IFRS 第 10 号に説明されている修正遡及アプローチを用いて、IFRS 第 20 号を適用することが要求される。

追加情報

IFRS 20 号についてご質問がある場合は、通常のデロイトの担当者にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール（DART）は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの公式の最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAP の [sustainability reporting](#) は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここをクリック](#)して、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここをクリック](#)してください。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイト ネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ 税理士 法人及び DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツグループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつ又は複数数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課し又は拘束させることはありません。Deloitte Global 及びその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為及び不作為についてののみ責任を負い、互いに他のファーム又は関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務又は事業に影響を与えるような意思決定又は行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性及び完全性に関して、いかなる表明、保証又は確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また Deloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員又は代理人のいずれも本資料に依拠した人に関係して直接又は間接に発生したいかなる損失及び損害に対しても責任を負いません。Deloitte Global ならびに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.